

南東大西洋漁業機関 (S E A F O)

South East Atlantic Fisheries Organization

2003年4月13日 発効

2010年1月10日 日本加盟

事務局：ナミビア

1. 目的

条約区域(南東大西洋)における漁業資源(高度回遊性魚類及び大陸棚の定着性種を除く。)の保存管理

2. 設立条約

南東大西洋における漁業資源の保存と管理に関する条約

(Convention on the Conservation and Management of Fishery Resources in the South-East Atlantic Ocean)

3. 加盟国

日本、ナミビア、ノルウェー、アンゴラ、南アフリカ、韓国、EU

4 対象水域

